

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第35期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	Y K T株式会社
【英訳名】	YKT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市岡 通
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木五丁目7番5号
【電話番号】	03（3467）1251（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 伊藤 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木五丁目7番5号
【電話番号】	03（3467）1251（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 伊藤 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第35期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第34期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	2,056,271	2,061,554	8,251,017
経常利益(は損失)(千円)	47,289	66,732	3,316
四半期(当期)純利益(は純損失)(千円)	96,313	62,403	39,132
純資産額(千円)	5,181,389	5,088,526	5,031,541
総資産額(千円)	7,839,712	7,589,036	7,616,100
1株当たり純資産額(円)	436.76	428.04	423.53
1株当たり四半期(当期)純利益金額(は純損失金額)(円)	8.14	5.26	3.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	8.10	5.24	-
自己資本比率(%)	65.9	67.0	66.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	182,396	253,377	274,897
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	200,458	34	573,105
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	253,105	238,140	635,613
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,194,113	1,147,485	1,637,474
従業員数(人)	127	122	125

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	122
---------	-----

（注）従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	96
---------	----

（注）従業員数は、就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

該当事項はありません。

(2)仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
電子機器及び工作機械等(千円)	1,726,692	-
光電子装置(千円)	94,472	-
合計(千円)	1,821,164	-

(注)仕入高には消費税等は含まれておりません。

(3)受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
電子機器及び工作機械等	2,309,983	-	3,562,096	-
光電子装置	74,319	-	56,077	-
合計	2,384,303	-	3,618,174	-

(注)1.受注高及び受注残高は販売金額によっております。なお、受注高には条件変更、為替変動等に伴う金額調整分を含めております。

2.受注高及び受注残高には、消費税等は含まれておりません。

(4)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
電子機器及び工作機械等(千円)	1,925,163	-
光電子装置(千円)	136,391	-
合計(千円)	2,061,554	-

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)日立製作所	449,444	21.9	-	-
チャイリース・リソース ・テクノロジー社(台湾)	375,749	18.3	638,841	31.0

(注)当第1四半期連結会計期間の株式会社日立製作所については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3.本表の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは前連結会計年度において国内販売の落ち込み、在庫商品の評価損計上等の理由により3期連続の営業損失を計上いたしました。

当第1四半期連結会計期間においては、電子機器(電子部品実装機等)の輸出版売体制を強化した結果、中華圏(台湾・中国)向けの販売が伸長し、売上総利益は4億6千4百万円(前年同期比10.8%増)となりました。また在庫の適正化と経費削減策を継続実施したことなどにより、営業利益5千8百万円(前年同期比74.3%増)を計上いたしました。通期業績には景気の先行不透明感があることから、依然として前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は存在していると判断しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国需要の増加により企業業績に回復の兆しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、3月11日に発生した東日本大震災により先行き不透明な状況となりました。

当社グループの主要販売先である電機・機械・自動車等の製造業においては、設備投資が回復傾向にあり、電子機器の輸出版売が堅調に推移した結果、連結売上高は20億6千1百万円(前年同期比0.3%増)となりました。損益面では売上総利益率が改善したことにより営業利益5千8百万円(前年同期比74.3%増)、経常利益6千6百万円(前年同期比41.1%増)、四半期純利益6千2百万円(前年同期比35.2%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(電子機器及び工作機械等)

電子部品実装機を中心とした電子機器は、中華圏(台湾、中国)の電機各社が、携帯端末向けの設備投資を加速したことにより輸出需要が増加しました。また、国内向けの工作機械等でも大型機械の販売実績があった結果、当セグメントの売上高は19億2千5百万円、営業利益は4千万円となりました。

(光電子装置)

光電子装置の販売は、レーザー機器の販売が伸長しましたが、前期販売実績の大きかった光アンプ販売が減少した結果、当セグメントの売上高は1億3千6百万円、営業利益は1千7百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前連結会計年度末に比べ4億8千9百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は11億4千7百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は2億5千3百万円(前年同期は1億8千2百万円の使用)となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益が6千5百万円、仕入債務の増加額が1億8千7百万円となりましたが、売上債権の増加額2億8千3百万円及びたな卸資産の増加額2億2千2百万円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3万円(前年同期は2億円の獲得)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は2億3千8百万円(前年同期は2億5千3百万円の使用)となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出1億6千8百万円及び社債の償還による支出5千万円があったことによるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況について

当社グループは前連結会計年度において国内販売の落ち込み、在庫商品の評価損計上等の理由により3期連続の営

業損失を計上いたしました。

当第1四半期連結会計期間においては、電子機器（電子部品実装機等）の輸出版売体制を強化した結果、中華圏（台湾・中国）向けの販売が伸長し、売上総利益は4億6千4百万円（前年同期比10.8%増）となりました。また在庫の適正化と経費削減策を継続実施したことなどにより、営業利益5千8百万円（前年同期比74.3%増）を計上いたしましたが、通期業績には景気の先行不透明感があることから、依然として前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は存在していると判断しております。

当社グループの対応策としては、今後も設備投資が順調な中華圏（台湾・中国）への販売体制の強化と、工作機械等の輸入機械を既存の機械・工具・自動車を中心とした従来の業界に加え、医療器具やクリーンエネルギー関連の成長分野へ積極展開するとともに、在庫商品の適正化や、経費削減策の定着化により収益の改善に努めてまいります。その結果、通期での営業利益計上は十分可能と判断しております。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」には記載しておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,888,740	11,888,740	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	11,888,740	11,888,740	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年3月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,240(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成17年6月2日 至平成37年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合対象者は、対象者が上記の取締役を退任した翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (3)対象者が死亡した場合、その相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (4)各新株予約権1個当たり的一部行使は認めない。 (5)この他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的たる株式数を調整するものいたします。

平成17年3月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,000(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 375
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月1日 至 平成24年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 188
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の役員(取締役または監査役)もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (3)対象者が死亡した場合、本新株予約権の相続は認められないものとする。 (4)各新株予約権1個当たり的一部行使は認めない。 (5)この他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的たる株式数を調整するものといたします。

平成18年3月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,200(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成18年6月2日 至平成38年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた 会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使す ることができる。ただし、この場合対象者は、対象者が上記 の取締役を退任した翌日(以下、「権利行使開始日」とい う。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日まで の間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (3)対象者が死亡した場合、その相続人は、当該取締役が死 亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に 限り、新株予約権を行使できる。 (4)各新株予約権1個当たりの一部行使は認めない。 (5)この他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結 する「新株予約権割当契約」において定めるところによ る。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とす る。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的
たる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されて
いない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを
切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた
ときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的たる株式数を調整するものといたします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年3月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成19年6月2日 至平成39年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合対象者は、対象者が上記の取締役を退任した翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (3)対象者が死亡した場合、その相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (4)各新株予約権1個当たりの一部行使は認めない。 (5)この他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的たる株式数を調整するものいたします。

平成20年3月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成20年6月2日 至平成40年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合対象者は、対象者が上記の取締役を退任した翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 (3)対象者が死亡した場合、その相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (4)各新株予約権1個当たりの一部行使は認めない。 (5)この他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的たる株式数を調整するものといたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	18	11,888	4,126	1,385,709	-	1,373,361

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 10,100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,778,500	117,785	-
単元未満株式	普通株式 82,000	-	-
発行済株式総数	11,870,600	-	-
総株主の議決権	-	117,785	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
Y K T株式会社	東京都渋谷区代々木五丁目7番5号	10,100	-	10,100	0.09
計	-	10,100	-	10,100	0.09

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	182	292	239
最低（円）	143	148	89

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東光監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,155,590	1,644,677
受取手形及び売掛金	1,577,277	1,299,000
商品	867,728	643,592
その他	410,466	428,451
貸倒引当金	1,489	2,281
流動資産合計	4,009,573	4,013,439
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	522,798	530,770
土地	1,741,611	1,741,611
その他(純額)	81,443	89,953
有形固定資産合計	2,345,852	2,362,335
無形固定資産		
その他	12,712	13,304
無形固定資産合計	12,712	13,304
投資その他の資産		
投資有価証券	97,316	97,990
投資不動産(純額)	745,209	749,300
差入保証金	313,886	315,439
その他	196,045	195,850
貸倒引当金	131,559	131,559
投資その他の資産合計	1,220,897	1,227,021
固定資産合計	3,579,463	3,602,660
資産合計	7,589,036	7,616,100

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	811,999	623,493
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	324,482	463,006
1年内償還予定の社債	100,200	100,200
未払法人税等	17,810	14,918
賞与引当金	41,700	-
その他	392,524	484,913
流動負債合計	2,088,715	2,086,532
固定負債		
社債	149,700	199,800
長期借入金	80,700	111,145
退職給付引当金	164,162	165,206
その他	17,231	21,875
固定負債合計	411,794	498,026
負債合計	2,500,510	2,584,558
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,385,709	1,381,582
資本剰余金	1,997,995	1,997,995
利益剰余金	1,693,953	1,655,270
自己株式	3,116	3,087
株主資本合計	5,074,542	5,031,762
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,687	8,087
繰延ヘッジ損益	13,207	1,698
為替換算調整勘定	11,020	14,828
評価・換算差額等合計	9,874	8,438
新株予約権	4,108	8,217
純資産合計	5,088,526	5,031,541
負債純資産合計	7,589,036	7,616,100

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	2,056,271	2,061,554
売上原価	1,636,973	1,597,028
売上総利益	419,297	464,526
販売費及び一般管理費	385,993	406,489
営業利益	33,304	58,036
営業外収益		
受取利息	5,020	1,905
受取配当金	1,263	685
仕入割引	-	7,133
不動産賃貸料	8,451	8,451
その他	12,465	1,278
営業外収益合計	27,201	19,453
営業外費用		
支払利息	8,093	4,494
不動産賃貸費用	4,622	4,091
その他	499	2,172
営業外費用合計	13,215	10,758
経常利益	47,289	66,732
特別利益		
投資有価証券売却益	63,896	-
貸倒引当金戻入額	-	792
特別利益合計	63,896	792
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,695
特別損失合計	-	1,695
税金等調整前四半期純利益	111,185	65,828
法人税、住民税及び事業税	5,711	12,966
法人税等調整額	9,160	9,541
法人税等合計	14,872	3,424
四半期純利益	96,313	62,403

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	111,185	65,828
減価償却費	18,149	19,305
受取利息及び受取配当金	6,284	2,590
支払利息	8,093	4,494
売上債権の増減額(は増加)	569,107	283,671
たな卸資産の増減額(は増加)	51,727	222,960
仕入債務の増減額(は減少)	185,862	187,056
その他	30,890	11,026
小計	169,482	243,564
利息及び配当金の受取額	1,384	753
利息の支払額	6,925	2,842
法人税等の支払額	7,372	7,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,396	253,377
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	567	578
投資有価証券の売却による収入	183,611	-
その他	17,414	543
投資活動によるキャッシュ・フロー	200,458	34
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	252,689	168,969
社債の償還による支出	-	50,100
配当金の支払額	371	18,456
その他	44	614
財務活動によるキャッシュ・フロー	253,105	238,140
現金及び現金同等物に係る換算差額	295	1,562
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	234,748	489,989
現金及び現金同等物の期首残高	1,428,861	1,637,474
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,194,113	1,147,485

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が55千円、税金等調整前四半期純利益は1,751千円減少しております。また当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,695千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仕入割引」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「仕入割引」は4,349千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	938,618千円	有形固定資産の減価償却累計額	921,229千円
投資不動産の減価償却累計額	52,933千円	投資不動産の減価償却累計額	48,842千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	
給与手当	136,404千円	給与手当	138,903千円
賞与引当金繰入額	23,700千円	賞与引当金繰入額	41,700千円
貸倒引当金繰入額	851千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,114,093千円	現金及び預金勘定	1,155,590千円
預入期間が6か月を超える定期預金	4,502千円	預入期間が6か月を超える定期預金	8,105千円
預け金(流動資産その他)	84,522千円	現金及び現金同等物	1,147,485千円
現金及び現金同等物	1,194,113千円		

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式11,888,740株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式10,289株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 4,108千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月28日 定時株主総会	普通株式	23,720	2.00	平成22年12月31日	平成23年3月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)において、当社グループは設備機械の販売商社として、同一セグメントに属する電子機器、工作機械、測定機器、産業機械及び光電子部品の販売を行っており、当該事業以外に種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)において、全セグメントの売上高の合計に占める国内事業の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	735,734	603	736,338
連結売上高(千円)	-	-	2,056,271
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	35.8	0.0	35.8

- (注) 1. 国または地域は、地理的近接度により、区分しております。
 2. 各区分に属する国または地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) アジア.....台湾、中国
 (2) その他の地域.....米国
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは、主として、電子部品実装機を中心とした電子機器や金属加工目的の工作機械等の生産設備及び製品の形状測定を行う測定機器の販売、ならびに光通信、レーザー関連の光電子装置の販売を行っており、これらの事業を行っている当社グループの親会社及び子会社を基礎とした製品別のセグメントから構成した事業セグメントを集約した「電子機器及び工作機械等」と「光電子装置」を報告セグメントとしております。

「電子機器及び工作機械等」は、主として国内メーカーの電子部品実装機(チップマウンタ、LCDボンダ等)等の電子機器の販売、海外メーカーの工作機械(工具研削盤、平面研削盤等)、測定機器、産業機械等の生産設備の販売をしております。

「光電子装置」は、光通信関連の光アンプとその他部品、研究用レーザー機器及びレーザー加工装置等の販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	電子機器及び 工作機械等	光電子装置	計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	1,925,236	136,318	2,061,554	-	2,061,554
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	73	73	73	-
計	1,925,236	136,391	2,061,627	73	2,061,554
セグメント利益	40,008	17,636	57,645	391	58,036

(注) 1. セグメント利益の調整額にはセグメント間取引消去 391千円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	428.04円	1株当たり純資産額	423.53円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	8.14円	1株当たり四半期純利益金額	5.26円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8.10円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.24円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	96,313	62,403
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	96,313	62,403
期中平均株式数(株)	11,827,596	11,864,918
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	69,120	35,859
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月4日

Y K T株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているY K T株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Y K T株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管してあります。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月6日

Y K T株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているY K T株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Y K T株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管してあります。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。